

第六十一回国会 衆議院 通信委員會議録 第十六号

昭和四十四年四月二十三日(水曜日)

午前十時二十七分閉議

出席委員

委員長 井原 岸高君

理事 小淵 恵三君

理事 加藤 六月君

理事 志賀健次郎君

理事 森本 靖君

上林山榮吉君

高橋清一郎君

羽田武嗣郎君

水野 清君

松前 重義君

中野 明君

加藤常太郎君

理事 龜岡 高夫君

理事 中井徳次郎君

理事 小澤 貞孝君

齋藤 憲三君

内藤 隆君

古川 丈吉君

武部 文君

三木 喜夫君

田代 文久君

出席國務大臣

郵政大臣 河本 敏夫君

出席政府委員

郵政政務次官 木村 陸男君

郵政大臣官房長 瀧呂木 繁君

郵政大臣官房電氣通信監理官 柏木 輝彦君

郵政大臣官房電氣通信監理官 浦川 親直君

委員外の出席者

日本電信電話公社 米澤 滋君

日本電信電話公社 秋草 篤二君

日本電信電話公社 黒川 広二君

日本電信電話公社 庄司 茂樹君

日本電信電話公社 井上 俊雄君

日本電信電話公社 長 井上 俊雄君

日本電信電話公社 長 井上 俊雄君

日本電信電話公社 長 井上 俊雄君

日本電信電話公社 長 井上 俊雄君

日本電信電話公社 長 井上 俊雄君

日本電信電話公社 長 井上 俊雄君

日本電信電話公社 長 井上 俊雄君

日本電信電話公社 山本 正司君  
日本電信電話公社 武田 輝雄君  
日本電信電話公社 好本 巧君  
社運用局長

四月十八日  
委員水野清君及び安宅常彦君辞任につき、その補欠として宇都宮徳馬君及び加藤勸十君が議長の指名で委員に選任された。  
同日  
委員宇都宮徳馬君及び加藤勸十君辞任につき、その補欠として水野清君及び安宅常彦君が議長の指名で委員に選任された。

四月十八日  
簡易郵便局の受託範囲拡大等に関する請願(小川平二君紹介)(第四五五九号)  
同外二十件(池田正之輔君紹介)(第四五六〇号)  
同外三十二件(登坂重次郎君紹介)(第四七三七号)  
同外六件(松浦周太郎君紹介)(第四七三七八号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件  
有線放送電話に関する法律及び公衆電氣通信法の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)  
○井原委員長 これより会議を開きます。  
この際、日本電信電話公社米澤総裁及び秋草副総裁から発言を求められておりますので、これを許します。米澤総裁。  
○米澤説明員 私、去る四月二十日をもちまして任期満了いたしましたところ、翌四月二十一日

に、内閣より日本電信電話公社総裁に再び任命されました。

浅学非才ではありますが、決意を新たにいたしました。電信電話事業の発展と公社の経営に全力を尽くしていきたいと思っております。

何とぞ諸先生の御指導をお願いいたしまして、ごあいさついたします。(拍手)

○井原委員長 秋草副総裁。

○秋草説明員 秋草でございます。

私も、総裁とともに先般任期満了いたしましたところ、四月二十一日付をもちまして再び副総裁の大役を仰せつかりました。

願ひまして、職責のきわめて重大、かつ、きびしいことを自覚いたしておるものでございます。

つきましては、今後誠心誠意、事業のため、電信電話発展のために努力する所存でございます。が、委員長さんはじめ、諸先生各位の倍旧の御援助と御叱正、御指導のほど懇願申し上げる次第でございます。(拍手)

○井原委員長 有線放送電話に関する法律及び公衆電氣通信法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小淵恵三君。

○小淵委員 ただいま議題となっております有線放送電話に関する法律及び公衆電氣通信法の一部を改正する法律案の内容につき、並びに関連をいたしました若千の御質問を申し上げます。

有線放送制度の確立のために国会としてもかねて鋭意努力をしてきたわけでありまして、率直に申し上げまして、有線放送に関係をいたします各委員会における幾つかの議決を見ても、

自分の田に水を引くような印象が強くて、やや委員会ごとの考え方のニュアンスが違っておったように考えております。しかしながら、こうした状況を遺憾とする各政党におかれましても態度の表明があり、各党ごとに有線放送をほんとうに制度的にも確立していかなければならないという機運のもとに各党とも論議をしまいつたようでありまして、わが自民党におきましても、高橋衛会長を中心として有線放送を設立いたしました。各般にわたりますその制度の確立のための検討をいたしてまいりましたが、ようやくその内容がまとまった段階におきまして、政府としても郵政審議会の答申の線に沿うての法律改正をここに企図したものであらうというふうに考えております。

以下、この有線放送の本来の趣旨をさらに確立をさせていくためにも、幾つかの質問を通じて明らかにさせていただきたいと存じております。

そこで、質問に入ります前に、まずその前提として、有線放送電話の現在の普及状況と今後の普及の見通しについてお伺いをいたしておきたいと存じます。

○柏木政府委員 有線放送電話は昭和三十二年に正式の制度として法定されたわけでございますが、自來、農村方面におきまします公社電話の普及の乏しかったような事情もございまして、その後急速に、地元の住民の要望にこたえるために、農協あるいは地元の市町村が主体となった形で施設がたくさんふえてまいりまして、現在では、施設数といたしましては、四十三年の三月末現在の数字を申し上げますと、施設数が二千三百七十四ということになっております。また、この施設を利用しております加入者の数は約三百十六万という数になっております。

ここで、その数を別の面から申し上げますと、いま全国では三千三百一の市町村数がございまして、

このうち千七百四十三市町村、つまり五三〇に  
たるわけですが、これらの市町村がす  
にその施設を持っているわけですが、

また、過去から五カ年間の普及の状況を見てみ  
ますと、昭和三十八年がこれは施設の敷として一  
番多い数でございます、二千六百四十九施設  
がございました。しかし、その後農協合併、市町村  
合併等の影響を受けまして、施設の数は、合併によ  
りまして敷としては漸減している傾向ございま  
す。また、施設に入っております加入者の数は、一  
時は年間に三十万、四十万というよう加入の増  
加を見た年もあったのでございますが、三十八年  
から四十一年までは二十万台の加入数の増があつ  
たわけでございますが、四十二年になりまして  
は約十万台というようなことで、この点におい  
ても若干ずつ減少しているというござい  
ます。

それで、将来の見通しということになります  
が、国の助成とか農林漁業地域に対します公社  
電話の普及計画というものによつても今後左右さ  
れていくのではないかと考えられますが、施設建  
設の負担能力のある市町村あるいは農協の地域の  
多くにはすでに設置がされているという現状にも  
ございまして、今後施設の新設あるいは加入者  
の増加傾向は、やはりこの傾向をたどりまして漸  
次鈍化していくのではないかと考えて  
おります。

○小淵委員 数が減少するというのはそれなり  
の理由があることでありましょうし、それは合併  
その他によつて生ずることでありまして、しか  
し、内容的にはこれからも充実していくことであ  
りましょうし、また充実してその責務を果たして  
いかなければならないことであらうかと思いま  
す。

そこで、郵政審議会の答申には今回の法律案に  
盛り込まれた以外の措置事項がずいぶん入って  
おるわけでございます。そこで、そうした事項の中  
で行政的措置によつて改善をはかっているとい  
う問題につきましても、今回の法律の中には  
直接盛り込まれておりませんが、やはり制度改

正の一環として重要な事柄であらうと思いま  
す、この点について、当局の見解をまず数点お伺  
いしておきたいと思つて存じます。

そこで、まず第一番目には、公社電話の人口比  
普及率の一・七％以下でなければ許可をしない  
という制限の問題であります。この制限につきま  
しては、許可をいたしません。以来電話の普及度  
というものはかなり急速に増加いたしておる状  
況から顧みまして、現況におきましては千分の  
十七以下という段階ではなからうというふう  
に解釈いたしております。

そこで、公社におかれましてはこの普及度の問  
題につきましても実態的な調査をなされたとい  
う結果があるかと承っておりますが、ござい  
ましたら、お示しをいたしたいと思います。

○武田説明員 千分の十七を算出した  
時の同じ基準によりまして現在敷を出しますと  
大体二十八から三十千の間に存じま  
す。

○小淵委員 私が調べた範囲におきましては、四  
十一年度で何か千分の四十という調査結果がある  
というのを聞いたのであります。それ以後の  
調査であります。いま申し上げた数字よりさら  
に上回っているような気がいたしますが、いかが  
でしょうか。

○武田説明員 私のほうで千分の十七をきま  
したと同じ基準で調査したところでは、四十二  
年度で二七・九、四十三年で二八・二、そ  
ういった数字でございます。なお、四十四年度に  
なりましては三十四くらいになるかと思いま  
す。○小淵委員 そこで、郵政審議会の答申によ  
りまして、千分の十七という基準はそのままに  
して、実態運用の面でいろいろ配慮をしてみ  
たらどうかというふうな答申がございまして、  
郵政省としても四十二年八月に同趣旨の通達を  
出されておるよう承っておりますが、いま申し上  
げました基準につきましても、これを改善する必  
要はないかというのを伺いたいと思つて存じま  
す。○小淵委員 はい、千分の十七というのを

つくりました段階におきましては、地域における  
電話の普及度というものがきわめてわずかで  
ありましたが、しかし、現在のように電話の加入  
率も非常にふえておる段階におきましては基  
準も変更があつていいのではないかと気がい  
たと思つて存じます。これらに対しての御見解  
をいたしたいと思います。

○柏木政府委員 御承知のように、千分の十  
七という基準は、ただいまの有線放送電話の設  
置基準の一つといたしまして、法律にございま  
す。電話の連絡が不便な地域という条件の一  
つとして当初考えたものでございまして、ただ、  
この運用にあたりましては千分の十七、つまり  
この運用は、一応許可する業務区域を重複し  
ます電話加入区域、これも三級局以上の電  
話の人口対普及率が千分の十七以下の地域  
という条件にいたしましたわけでございますが、  
このような場合におきましてもいろいろの弾  
力的な扱いができるようにしてござい  
ます。その一つといたしましては、除外される  
べき地域というものを、いわゆる除外区域と  
申しております。これを除きますと地域住民の  
全体の利益というものが著しく不利になる  
というふうな場合には、これは従来から業務  
区域に入れて考へて設定をいたしております。

さらに、御指摘のように、昨年の八月に、  
この答申に基づく行政措置をいたしまして、  
公社の電話がその地域において将来どのよ  
うな関係になつていくかというのを考へ  
まして、普及が相当期困難と認められる  
場合には、これも含めても千分の十七とい  
うことについての運用は相当緩和された  
と考へてもいいかと存じます。ただし、  
ただいま御指摘がございましたように、  
この基準を設けました当時と現在におき  
ます公社の電話の普及というものの程  
度は非常に違つてきております。したが  
りまして、電話の連絡も不便という考  
え方、基準というものを、いまになつて  
考へてみ

れば、相当これはいまの時点で考へ直す  
べきじゃないかというふうな考へて  
存じます。したがって、ただいま公社  
のほうからの数字がございましたが、  
これは町村だけの電話の普及率の平均  
というものを一応参考にいたしまして、  
これを基準にしまして近い機会に改正を  
してみたいというふうな考へて存じま  
す。

○小淵委員 この問題につきましても、  
やはり実勢に合せていくというふうな  
態度が望ましいと思つて存じます。いつ  
からどういふ形でやるかわかりませ  
んけれども、大いに検討を要望いた  
してございまして存じます。

時間がより制限されましたので、ひと  
つ短く御答弁をお願いしたいと思います。  
二番目には、同一都道府県内における  
公社電話の接続についてお伺いをいた  
したいと思つて存じます。これにつ  
きましても、行政的にかなり変わつた  
処置をとられると承っておりますが、  
いかがでしょうか。

○柏木政府委員 ただいま同一県内の  
公社電話との接続の範囲におきま  
しては、郵政省令をもちまして、公  
社は原則として一中継ということ  
になつて存じます。また、ときに公  
社の電話が公社の業務に支障がな  
ければ二中継でもいいという規定に  
相なつていくわけでございますが、  
その運用上の問題がいろいろある  
かと存じます。

今後の運用の問題をいたしましては、  
公社とも緊密に協議をいたしたわけ  
でございますが、できるだけ公社と  
しては一中継という形を対地を、  
地元の要望に応じました体制をと  
るといふことが一つでございます。そ  
れからなお、そういうことでもど  
うしても一中継にしにくいような  
期間がある程度残るかと思つて存  
じます。公社の業務に支障がない  
という条件を考へて、できるだけ  
これも中継をするという方向で公  
社のほうも検討をいたしておる  
わけでございます。

○小淵委員 公社側、いかがですか。  
○北原説明員 ただいま郵政省のほう  
からお答えがございましたが、私ども  
もいたしまして、郵

政省の御方針を受けまして、回線構成を変更するなどの措置を講じまして要望にこたえてまいりたいと思っております。

○小淵委員 そうすると、技術的に支障のない限りにおいては、同一都道府県内においては公社線との接続については鋭意希望にこたえていく、こういうことでよろしいですか。——そこで、技術的な支障のない限りという一つの条件がつくといえますと、その条件をどう見るかという問題だろうと思ひます。

そこで、現在有放におきましては、交換機と端末の愛話機との間のロスを九デシベルというふうに見ておるわけでありますが、この基準について、特段現在変更するという意思はないだろうと思ひますが、いかがでしょうか。

○北原説明員 御指摘のとおり、そういう変更をする考えはございません。従来のとおりであります。

○小淵委員 そういうことでありますと、要望がありましてはそれと即刻とたえていきたい、こういうことだろうと思ひますが、いつの時点から具体的なそういう措置を公社としてはお受けしていくお考えであるかということについてお伺ひいたします。

○武田説明員 この法律実施と同時にやりたいと思っております。

○小淵委員 技術上の問題からみまして、現在公社が保守の技術指導法、いろいろやっておるというふうに承っておりますが、こういった点についても、従前どおり、あるいは従前に増す各種の指導等やられる御意思があるかということをお伺ひいたします。

○北原説明員 従来私どもがやっておりますことにつきましては引き続きやらしていただきます。たとえば保守の指導につきましては、公社が直接でございます。業界の要請に応じまして講師の派遣等をやらしていただいております。今後その線に沿って御協力申し上げたいと思っております。

○小淵委員 そこで、有線放送関係は幾つかの団体があるわけですが、そういう団体も統一される機運があるとも承っております。そういう段階になりますと、そうした機関に保守とか検査とか、そういうものをまかせるとか、公社としていままでもやってこられたいろいろな指導その他につきましても、お互いの分野をきめて協力し合つて、まかせられるものはまかせるといふような御意思があるかどうか、お伺ひしたいと思います。

○北原説明員 ただいまのところは、これまでやってきたと同じようなやり方で御協力してまいりたいということで、特段の変更を加えていく考えはございません。

○小淵委員 まあ、これからできるであろうという仮定の上での質疑でありますので、そういうことかと思ひますが、そういうことが現実の問題としてあらわれてきた場合には、公社としてもよく御相談をされることを、これまた要望しておきたいと思ひます。

次に、有線放送と集団電話——過般の公衆法の改正以前はいわゆる農村集団自動電話であります。それとの摩擦の問題がいろいろ過去論議をされた問題でございますが、こうした問題につきましては、郵政省内部でも連絡会議を持たれて、できる限り無用の摩擦を避けようという御努力をされてきたと承っておりますが、今後とも、こういった点について郵政省としてもさらに気を使つて、こうしたことのないように努力をされる御意思があるかと思ひます。そこで、公社としてはさらに一そうそうした点について留意を望まれることでありますが、いままでもこの点についてどういった特段の配慮をされてこられたかということにつき、二、三お話をいただきたいと思ひます。

○武田説明員 おっしゃいましたように、有線放送電話は放送を主体とした一定地域内の連絡手段であります。ところが一方、現在試行サービスとして行なっております農集は完全なる電話でございます。そういうふうな性格の差がございますから、どちらを選ばれるかということは地元住民の

自由選択にまかせるといふことで、無用の摩擦が一部生じているようなお話もございましたが、三、四年前から下部に本社の方針を徹底いたしました。よく説明はいたしておりますけれども、どちらを選ばれるかは地元住民の自由選択にまかせ、この態度を今後とも堅持してまいり、下部に徹底してまいりたい、こういうふうに考えております。

○小淵委員 郵政省としてはいかがでしょうか。

○柏木政府委員 過去におきましては御指摘のよるな問題が地元で起こつたのをよく承知しておりました。それにかんがみまして、今後とも改善を必要があるということで、この問題は郵政審議会におきましても十分審議されて、いま公社側から答弁がありましたような基本的な考え方に沿ひまして、公社並びに郵政省、関係各省において協力して地元で周知徹底をさせていきたい、また、公社側のほうにおきましても、今後の指導もその線に沿つて要望をしておるわけでございます。

○小淵委員 いまの問題につきましては、当局側としても適切な処置をとられることを希望いたします。また、公社におかれましてもさらにその意思を下部機関に徹底をされまして、従前のようなことが起こることのないように特段の配慮を要望をいたしておきたいと思ひます。

次に、取り扱い手数料の問題と接続料の問題について御質問申し上げたいと思ひますが、この問題につきましてもすでに小淵委員から御質疑がありました。私の立場からも二、三質問を申し上げます。

○武田説明員 接続料の問題でございますが、現在これはどういふふうになっておられますか。

○武田説明員 接続料の問題でございますが、現在これはどういふふうになっておられますか。

同額をいただいております。そのほかに使用料加算額をいただいております。一回線につき一回線と申します。局と交換設備の間の一回線一回線につき千五百円を加算していただいております。この千五百円は、施設の検査あるいは交換取り扱い者に対する運用指導に要する経費に充てるためのものであります。そういう意味で千五百円をいただいております。

○小淵委員 いま加算額の問題につきまして、検査料というお話がございましたが、そのよつてきたところの性格といふことが、そういうものは、正確にいきますと、どういふことで考えられるわけですか。

○武田説明員 たとえば構内交換電話を自営で設置されておる場合でございますけれども、そういう場合におきましては、公社といたしましては、局線料のほかには内線一個につき六十円というふうな料金をいただいております。これは自営設備でございますから、公社といたしましては保守等の手数料は要らないわけでございますけれども、やはり一定の技術基準に適合しておらねばならぬというふうなことで検査をいたします。また、交換手に対する運用指導をしておる、そういう意味合いで、それに見合ふ金としていただいております。でございますが、有線放送電話の場合は電話機一個につき幾らということではございませんで、大体一回線に送受話器をいたしましては二百三十個ぐらゐがぶら下がっておるかと思ひますが、その一回線につき千五百円をいただいております。

○小淵委員 千五百円というその設定の基準がわかりかねるのでありますが、どういふ基準でこの金額を決定をされておられるわけですか。

○武田説明員 これは検査に要します経費並びに交換手の指導に要します経費等を公社といたしまして積算いたし、そして、それを電話機——有線放送電話の電話機が局線にぶら下がっている数の状態等によりまして算出したものでござい

○小測委員 この加算額という千五百円の設定につきましてよく理解しにくい点もあるわけですが、端的に申し上げて、これを減額するとか、そういう処置を講ずることは現時点ではお考えありませんか。

○武田説明員 有線放送設備の規格といいますが、設備は最近だいたい標準化され、また均質化されてきたというふうな状態でございます。したがって、検査に要する手数等もだいたい軽減いたしてきておりますので、郵政省と相談の上、減額方につき認可を受けるように努力いたしたい、こういうふうに考えております。

○小測委員 それでは次に、電報の問題についてお伺いをいたしたいと思っておりますが、電報につきましては、具体的に申し上げます、有線放送の交換機のところから末端の加入者のところに電報がいく場合にはわかりませんが、かりに加入者でない人のところに電報を届けてくれ、こういった場合には、まずその責任の問題ですが、農協なら農協、地方公共団体なら地方公共団体の職員が直接そのところに運んでいってお渡しするの、あるいは、有線放送の加入者がすぐそばにいる場合には、加入者に言って、その加入者から渡してもらうというふうなことになる場合に、責任の所在というものは一体どこにあるかというふうな具体的な例が出てくるのだらうと思っております。こういった点についてどういふふうにお考えでしょうか。

○好本説明員 現在、有線放送施設のほうから電報の受託につきまして要望がございますので、その方針について検討中でございますが、先ほど御指摘のように、電報の配達には非常に重要な責任のある事柄でございますので、業務を委託する場合には責任の明確化をはからなければいけません。したがって、かりに有線放送施設者に電報配達業務を委託した場合に、これを再委託するということとは望ましくないのであるかと思っております。この有線放送施設者のほうの組織としていろいろな方法があるかと思っております、そういうことにつきましては、責任の所在

を明確に検討するという方向で検討したいと思っております。

○小測委員 なぜそういうことをお尋ねするかと申しますと、過般小澤委員の御質疑に対して御答弁がありまして、この電報の取り扱い料については公社としては考えていきたいという答弁をされたわけですが、そういったことが詰めてありまして、どういふふうにかかってくるのか結論が出てこないのだらうと思っております。したがって、加入者の責任に帰属するの、有放自体に責任が帰属するの、あるいはまた秘密の保持の問題、その他いろいろあるのだらうと思っております。したがって、こういった点についても、公社としては手数料を考えた点についても、公社としては手数料を考えた点についてまで相当詰めて計算の出でくるようにしておいていただきたい、こういうことでございます。

○小測委員 それでは、法案の内容に少し入らしていただきたいと思っておりますが、まず有放電話法の関係でございます。そこで一番問題になりますのは、業務区域の範囲についてその一部を入れる、こういうふうにしたわけですが、この一部というのはどの程度と考えているかということについてお伺いいたします。

○柏木政府委員 業務区域の制限は、現在は同一市町村内に限ることになっておられるわけでございますが、これは今度郵政審議会の答申の線に基づきまして、隣接市町村であります。その一部が経済上社会上密接な関係があればその区域に含めたいということで今度の法案の提案をしているわけでございますが、この際、隣接市町村の一部の地域というものでございまして、もちろんこれは区域町村が隣接町村全部という意味ではございませんが、この一部をその全部の中での程度まで取り扱っていくかというところは、これは一にその隣接町村との関係等、具体的な地域の実情に即した判断をしなければならぬと思っております。そのようにしまして、個々に具体的な判断

をしてきめてまいりたいと存じております。

○小測委員 「当該一の市町村の区域内にあるものとみなすことが適当であると認められる」ということについて一定の基準があるのか、また、みなすことが適当であると認めるのはだれであるのかということについてお伺いいたします。

○柏木政府委員 これも判断するのは郵政大臣が認可をする際に行政的に行なうわけでございます。また、この基準としては考えておられませんですが、現在のまですべていろいろ陳情あるいは地域からの要望等もたくさん伺っておるわけでございます。たとえば分村合併の際に残された一つの部落を入れてほしいとか、あるいは地形上、山岳あるいは河川上で区切られておるところの隣村までやはり入れてほしいとか、あるいは行政事務の委託をこちらに全部委託しておるといふような地域がかなりの数にのぼっております。こういったようなものを目安にいたしました考え方でこの法案をつくったわけでございますが、今後とも地域の実情を十分勘案いたしまして弾力的な措置を考えていきたいと存じております。

○小測委員 いまの御答弁のように、ぜひ適正かつ十二分の配慮に基づいてそのケースをよく検討の上処理をされることを要望いたしておきたいと思っております。

○武田説明員 有線放送電話は、放送を主体とし、かたがた地域内の連絡手段に供せられる性質のものでございまして、設置地域も原則として同一市町村内——今回の改正によって若干広がりましても、原則として同一市町村内というふうに限られております。また、そういった性格からしまして、通話範囲も市町村よりも少し上の行政単位でございまして、同一県内にとりうふうに限られておるわけでございます。しか

しながら今回改正を出しましたのは、県を異にしておきまして、隣接しておる市町村におきましては県内と同じような、あるいは、県内よりもなお密接な関係のあるところもあるわけでございますので、そういったところを例外的に救済する措置をいたしました。この通話範囲を、隣接市町村で、住民が社会的経済的に相互に比較的緊密な関係を有する場合にはそれは同一県内とみなすというふうな措置をとることとしたわけでございます。

○小測委員 その次に、県外通話について郵政大臣の認可を個別認可にした理由をお伺いしたいと思っております。

○柏木政府委員 この隣接市町村との経済的社会的な比較的密接な関係を判断するのは、一応は電信電話公社のほうで判断をいたしました。その結果郵政省に許可を求めてくることになるわけでございます。それは一件一件郵政省に出てくるわけでございますが、この趣旨は、公社の判断に誤りがないかということとをさらに慎重に郵政省のほうで具体的に検討、審査するというのがその趣旨でございます。

○小測委員 そこで公社が自主的の判断によって大臣に申請をされるわけになるのですが、その場合の申請基準ですね、これについてどういふお考えを持っておられるわけですか。

○武田説明員 「住民が社会的経済的に相互に比較的緊密な関係を有する場合」というのは、公社としてどういふ基準で見ているか、こういう御質問だらうと思っておりますが、公社といたしましては鉄道、道路あるいは人家の連綿の状況、関連産業等の状況、あるいは公共施設の利用関係、物資あるいは人の交流関係等も考慮に入れるほか、通話の交流状況が同一市町村、同一県内の隣接市町村と比べて同等ないしはこれ以上あるといったようなことを目安として認定をいたしたい、もちろん、その基準といいますが、その状況につきましては、地元からの要望によりまして公社が判断をいたしました。郵政大臣に認可を申請する、こうい

たしまして、郵政大臣に認可を申請する、こうい

らふりに考えております。

○小洲委員 郵政省としては、そういう公社の申請基準というのについて一つの判断をお与えになるようなことはないのでか。

○柏木政府委員 大体いま公社のほうで考えておられるような考え方でもそのまま妥当な線が出るのではないかと考えておりますが、なお、実施にあたりまして、具体的な判断の結果、もし必要があれば、よく公社とも打ち合わせまして考え方もさらに変えていくということもあり得るかと思っております。

○小洲委員 これは非常に大切な問題であると思っております。公社としては差別をつけるようなことは万々ないであろうというように私は確信をしておりますけれども、出てきましたケースによって相当違いがあるというところが起こつてまいりまして、これはたいへん重大な問題であろうと思っております。したがって、できますれば一応の申請基準とやうものをつくられて、それにのっとったものは当然郵政省に申請をする、こういう形が私は望ましいと思っておりますので、この点についての御検討もしていただきたいと思っております。御見解をお伺いいたします。

○武田説明員 おっしゃいますように、公社といましては、公平な扱いをすることが第一だと考えますし、また、実情に沿った扱いをすることが重要であると思っておりますので、御趣旨のような線に従って措置をするようにいたしたいと考えております。

○小洲委員 そこで、隣接する市町村の通話の問題につきましては法文の中に書かれてあるわけでございますが、読んでみましても、なかなか読みにくい文章でございます。

そこで、私の手元に「公衆電気通信法第五十四條の五の改正案による有線放送電話の接続通話範囲の概略説明図」という資料をいただいておりますが、これをながめてみますと、この図式によつてかなり明確になる点も私自身あります。したがって、この資料を会議録に参照して掲載していただきます。

載していただきたいと思っておりますが、委員長においてしかるべくお取り計らいくださるようお願いいたします。

○井原委員長 ただいま小洲君から申し出のあった件については、先刻の理事会においても一応了承いたしておりますので、その資料を会議録に参照として掲載いたしたいと思っておりますが、御異議はございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○井原委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよふに決しました。

〔本号末尾に掲載〕

○小洲委員 時間が参つておりますので、以上、行政処置によつて有線放送に関するこれからの処置の問題と法律の内容について若干御質疑申し上げた次第でございます。

最後に、私はこうした法案ができてきた過程をいろいろ考えてみますと、長い道ではありましたが、一つの方向が打ち出されてきたであろうというふうに考えております。この法律によつて、有線放送もその使命を十二分に理解をいたしてその業務にますます励まされると同時に、関係官庁も十二分な指導によつてこうした事業が円満に推進されていくことを私自身も期待をいたしております。要は、国民全体がこの文明の利器を活用して、より高い文化生活ができるようにということですが、通信施設の発展と同じ趣旨であろうと思っておりますので、今後とも十二分な配慮に基づいて推し進められるように期待をいたしておきたいと思っております。

最後に大臣の御見解を賜わりました。質疑を終了いたします。

○河本國務大臣 先ほど来の質疑応答にございましたように、現在この種の電話は三百二十万をこえておりました。国民生活上どうしても欠くべからざるものとなっております。そういう実情をよく考えまして、一昨年の秋の郵政審議会の答申の趣旨を十分尊重いたしまして、法律または行政措置によりましてその趣旨が実現できますように、

今後とも努力をしてみたいと思つております。

○小洲委員 終わります。

○井原委員長 中井徳次郎君。

○中井委員 有線放送電話の今度の改正につきましては、私は、結論的に一つの前進でありますから、反対ではございません。ございせんが、この機会に一点だけ伺つておきたいのですが、有線放送電話も、いま大臣が御説明になったように三百二十万に達した。非常な数字であります。先ほど電電公社の営業局長が、放送が主体であるんという御説明があつたけれども、私の見るところによれば、それはいささか説明を曲げたようなことであらうと思つております。実際は公衆電話だと私は思つております。一日に一回くらい、あした雨とか天気だとか霜が降るとか、そういうことがあつても、中には、中井代議士が来て今晚演説があるから寄つてくれんといふこと、そういうことに使つて、ほかの党もけしからぬといふことで、みんなが使わなければならぬといふようなことでにぎやかにやっておりますが、私は、こういう小細工の改正はやめて、こゝまで来たからには、技術的に可能な面は全部市外通話をやらずに、技術的に可能な面は、隣の県だとか何だとか言わずに、何と何とでも公衆電気通信、これは鉄道やら警察電話と違ふのですから、農家が使うといつても、その中にはいろいろありますし、そんなものじゃないのですから、技術的に可能な範囲は、大臣の出身地の農村から大阪へでも京都へでも東京へでもかけられるという形にあつたらしたほうがいいのではないかと。そして、それに伴います経費の面その他は、もとより電電公社は検討していい、さらにはまた、経営の面なんかを見ました場合に、これは農協がやつておられるところもあれば市町村がやつておられるところもある、こういう形でありまして、その辺のところも、そういうことになれば、電電公社とそういう有線放送電話の経営主体との間にも、密接な積極的な関係を持つていく、極端にいえば、郵政関係で特定局なんというのがあるが、そういうものに近いものに

持つていくといふふうにするとか、むしろ経営は電電がみんな引き受けるとか、そういうことは、農協の人たち、町村の役場の人たちのいろいろさまざまな感情もありましようし、いろいろございませうけれども、その辺のところを歩み寄つてやつていく。電電公社にとつては、非常に技術的に幼稚な面もあるし、そういうものの責任をとるのはかなわぬ、あるいは、市外通話がこゝまでいけるといつてやつてみたところが通じない、その責任は困るといふふうなこともありましようが、それは公社自体が厳格にこれを規制をしていつて、この通話は少しむずかしいと思えばお断わりをするといふふうな、公社にそういう選択権を持たす形でやればこの問題は一挙に片づくのじゃないか。しかもそのことは、経営の關係からいきましても、農協、町村側にとつて必ずしも困るといふふうなことではない。そういうふうな大きな考え方をやつて大改革をやる時期にきておられるのじゃないかといふふうな考えておるのであります。いかがでしょうか。この辺についての政府当局並びに電電公社側の意見を私は何つておきたいと思つております。

○河本國務大臣 御意見はよく承りました。しかし、過去の長い間の経過などもございまして、ただいま御審議をいたしておる程度が、ただいまの段階では大体いいところではないか、かやうに考えておる次第でございます。

○米澤説明員 ただいま大臣もお答えになりましたが、現在の時点におきましては、今回のように隣接の隣の隣接の市町村までつながるこの案が私が一番いいといふふうな思つております。

○中井委員 いま法案審議中でありまますから、そういうふうな御答弁なさるのも私はよくわかりまます。そんな小細工をせぬで、あつさりやつたらどうか、これは私は強く要望をいたしておきます。

毎年毎年私の郷里のほうからこういう陳情もございまして、きのうもありません。皆さん代議士さん全部そろそろどう思うのです。どうもつらぬ

ことで、話できるところはみんな話したらどうや、料金がそれで少し不足で採算がとれぬのなら、上げさせてもらうなり何なりしたらどうだ、あつさり考えたらどうだと思ふのでございませう。

それから、集団電話との関係でございませうが、これもそういうことが片づきましたらおのずから解決をするというふうな思ふのです。私はこの点を――今回はこの法案に、そういう意味で少しでも前進でございませうから賛成でございませうが、この程度のことではいけない、ぜひもっと思ひ切ったことをあなた方は考えていただくように強く要望いたします。国会内部においても、農林委員は有線放送を何とかせい、通信のほうはぐずぐずしておる、こういうことは醜態でございませう、みんな思ひは実際は一つなわけでございませうから、これを早くやっていたらどうかには私は強く要望いたします。

まあ、きょうはこの程度でございませう。皆さんもいま法案を出してこれをやめるといふわけにはいかぬですからよくわかりませうが、そういう意味でのきわめて積極的な方途を将来考えていく、その意味で十分検討していく――まあ、大臣は研究はお好きであります、これはだれも反対ないと私は思ふのです。だれも反対ありませんから、ぜひそういう方向にやっていたらだいたいい。少し行政能力不足じゃないかと私は思ふのです。電電公社並びに政府当局にこれをひとつ強く要望しまして、私の質問は終わります。

○井原委員長 武部文君。  
○武部委員 先ほど小淵委員のほうから具体的な問題で相当質問がありましたので、重複する点はなるべく避けたいと思ひます。

最初に、この法律が提案されたわけですが、この法案の対象となる県境接続の対象地域は何方所ぐらいで、何市町村が該当するか、まず、それをお伺いしたいと思います。

○柏木政府委員 私のほうで四十三年三月現在の数字を調査の結果まとめてございませうので、それを御紹介いたしますが、県境に接する市町村のう

ちで第二種接続通話契約をしている施設があるものが百四十三市町村でございませう。その中にあります施設の数には百七十五でございませう。

○武部委員 百四十三市町村、百七十五カ所ですか。  
○柏木政府委員 施設でございませう。

○武部委員 そこで、この郵政省からお出しになった法律案の三ページから四ページにかけて「その市町村と特に社会的経済的に緊密な関係にある県外の隣接」と「特に社会的経済的に緊密な関係にある」と、こう四ページには書いてあります。郵政審議会の答申の中にもこの点には触れておりまして「隣接する他県の地域と経済的社会的に緊密な関係にある場合などに接続禁止」を解除すべきである、こういう答申が出ておるのではありませんか、この法律の二五ページの条文の中に、法律の文章は「社会的経済的に相互に比較的に緊密な関係を有し」となっております。

緊密な関係を有し」となっております。答申も、さらにこの法律案の要綱にも「特に」緊密なと書いてある。そういう内容が、法律の条文には「比較的」と変わっておるわけでありませうが、その理由、それをひとつお答え願ひたい。

○柏木政府委員 この用語の問題でございませうが、これは法制審議の過程におきまして技術的な理由によりましてこのような結果になったわけだと思ひます。この用語は現行の有線放送電話に関する法律の中にもありますし、また公衆電気通信法の中にも用いられるわけでありませう。これは有線放送電話に関する法律の第四条第一号、公衆電気通信法のほうには第四十三条の四のほうに「いずれもそういう条文がございませうが、今回の改正におきましてこれにならったものでございませうのでございませう」となつたわけでございます。

ただ、その運用をいたしました「特に」とした場合は全く同様の扱いをしていくということでございます。ただいま御指摘のような用語の変化がございませうが、「比較的緊密」というのは、他に比べてより緊密ということでございます。

運用上は特に緊密にするという場合と全く同様な意味に解して運用してまいりたいと思つておりませう。

○武部委員 たいへん苦しい答弁だと思ふのです。なぜならば、あなたはいま第四条のことをおっしゃつたけれども、確かに四条の中には「比較的緊密な関係を有し」ということはございませう。しかし、これは業務区域についてそういう条文であります。答申の趣旨からいっても、これはやはり「特に」というふうにするべきであつたと思ふのです。何か法制局の技術的な理由によつてということをおっしゃるわけですが、どうもその点については釈然といたしません。釈然といたしません、一応法律の文章がこうなつておる、しかし、運用の面において同様な考え方は、こうおっしゃるわけですからこれ以上は申し上げませう。

そこで、これからの申請なり許可の手続について小淵委員からもいろいろ質問がございませう。個別認可にした理由、一般基準でなければならぬのか、こういうような点についていろいろ御答弁がございませうので、この点については避けませうが、そうすると、具体的にお聞きいたしますと、これは農協がほとんど持つておるわけでありませうが、農協から電電公社に申請があつて、その申請をあなた方のほうである一つの基準を持つておつて、それによつてチェックをする、その結果、それが先ほど言われるような「特に」とか「比較的緊密な」理由でこれは必要だといふふうにお考えになつてこれを郵政大臣に認可を求められる、それを郵政大臣が許可をする、こういう手続になるわけですね。それは間違ひございませうか。

○柏木政府委員 ただいま御指摘のような手続になるわけでございます。

○武部委員 電電公社にお尋ねをいたしますが、先ほど百四十三市町村が県境を接しておる、こういう話でございませうが、一応公社としては一つの基準を持つておるものと思ふのです。ちよつと先ほどの答弁でわかりにくいので、もう一回お答

えをいただきたいのでありますが、この百四十三市町村の県境を接しておる地域における経済的社会的な面で、大体あなた方はどのくらいのものかこの法律によつて解消できる、接続ができるというふうにお考えになつておるか、おそろく各通信局段階を通じてすでに調査をされておると思ひますので、その点についてちよつと答弁をしていただきたい。

○武田説明員 先ほど監理官から話がありましたように、百四十三の市町村が県境にありまして接続有線放送電話があるわけでございますが、この緊密関係につきましては、郵政省とさらに打ち合わせをいたしました。また地元の要望等をも勘案いたしました。きめてまいりたいと思ひますので、この百四十三のうち幾つが比較的緊密な関係ということで県内扱いをされるかという数字につきましては、まだそこまで詰めておらない段階でございませうのでお許し願ひたいと思ひます。

○武部委員 何カ所と言ふことはできないと思ふのですが、しかし、現実には通信局はこの問題についてある程度の調査をしておると思ふのです。緊密関係についてはいろいろそれは差があると思ふのです。たとへば県境を接しておつても、ほとんど交通が途絶しておるようなところもあると思ふのです。そういうところは全部調べてあるはずだと思ふのですが、調べてありませんか。

○武田説明員 いまおっしゃいましたように、道路があるとかないとか、あるいは人家が連続しているとか連続していないとか、そういうことこの概略の調査はいたしております。それで、まあ大体だれが見ても緊密な関係があるといふふうにお考えられますのはその中の三分の一程度ではなからうかと思つておりますが、なおよく調査をいたした上で措置をいたしたい、こういうふうにお考えしております。

○武部委員 そういたしますと、今度は具体的な問題ですが、たとえば県境を接しておつた場合でも、かりにそこと通話をする場合に、現実に五なし六中継というふうなケースがあると思ふので

す。その場合に、これは一中継線に回線構成を交えなければならぬ。たとえ六中継を一中継回線に変えるということになれば、公社としては、ある程度の支出がそれに必要でありますね、技術的にも違いますが、そういう面等についてもこの基準の中に皆さんのほうでは入れて、非常に支出がふえて、あるいは技術的にも非常に困難だ——技術的よりも、むしろ六中継を一中継というようにすることする場合、基準の中にそういうものも全部入れてお考えになるか、それをお聞きしたい。

○北原説明員 いま御質問の点でございますが、この技術条件につきましては、いまの緊密なる関係というものの中には含めないで考えておる次第でございます。

○武部委員 そうすると、かりに県境を接しておいて、いま六中継、五中継ということがあっても、そういうような回線の技術上の問題で支出がかりにふえても、それは基準上、むしろ経済的とか文化的とか、そういうほうが優先して、一中継にするから支出がふえて困るということは公社としては言わない。経済的文化的のほうが緊密の度合いで優先するのだというふうに理解をしてよろしいのですか。

○北原説明員 郵政当局との今日までのお話し合いでは、そのように理解して私たちは対処しております。

○武部委員 次に、いま農業電話がどんどんふえておられますが、有線放送電話の今後の伸び、それをどういうふうに郵政省は見えておられますでしょうか。

○柏木政府委員 有線放送電話の施設数あるいは加入者数の現況につきましては先ほど申し上げましたが、昭和三十七年当時をピークといたしまして漸減の方向にあります。それは大体いままでにおさまって、地況上あるいは経済上施設が必要などころ、または可能なところについてはほほ充足している形ではないかと存じますが、しかしこれを全般的に見ますと、まだ非常に普及の率はアンバランスでございます。たとえば信越地方でござ

いますとか、中国、関東、東海というふうなところは相当の普及率を見て、もうすでに農家世帯数一〇〇%というふうな県もあるわけでございす。一方、九州、北海道、東北というふうなところにつきましては、これは地況あるいは経済的な問題もあるかと存じますが、まだまだ普及が十分ではないと思えます。こういう地域に今後どういうような普及を考慮するかというところは、これは有線放送電話協会なり、地元の方の御努力が要るかと存じますが、しかし現在までの状況を見ておきますと、施設の伸びは、合併によりまして施設数はむしろ少なくなる、加入者数は従来二十万、三十万毎年ふえておられますが、今後十萬あるいはそれ以下の伸びになるのではないかと、一応このような傾向が見られるわけでございす。

○武部委員 今度の法改正によって県境を越えて通話ができる、こういうことになった場合に、さしむき一番忙しくなるのは委託業務、特定局だと思っております。先ほどの百四十三市町村のうち三分の一程度が特に緊密な関係を有する地区だというようない一応の推定をしておられるようでありますが、その場合に、この通話開始によって委託業務関係の繁忙化はどの程度上昇するといふふうにお考えでしょうか。

○武田説明員 百四十三市町村の中に電話局が百四十六ございす。その百四十六のうち直営局が百三局、委託局が四十三局ございまして、直営局が三分の二以上を占めておられます。この百四十六全部がつながれるわけではございせんから、委託局のほうでいいますれば、四十三の中の幾らが緊密な関係ということになるかよくわかりませんが、大体接続回線数は平均いたしまして六回線でございますので、それをもって要員事情がおおかりにならうかと思っております。

○武部委員 私が考えておったのは逆に、直轄局のほうが多いわけですね。直轄局が三分の二で三分の一が委託局だ、こういうことになるわけですね。回線は大体六回線くらいだから、そういう

通話の開始によって繁忙度が高まるというふうには公社のほうでは見ていない。しかし、現実にはこれはやってみなければわからないことですから、その結果そういう事態が発生した場合には、将来そういうふうな要員その他の事情については当然実績として勘案される、そのように理解してよろしゅうございすね。

○山本説明員 今回の通話範囲の拡大に伴いまして若干の業務の増加はあろうと思っておりますが、特に要員措置を要するほどのものではないと考えておりますけれども、地域によって事情も異なりますので、実情を見ながら適切な措置をとりたいといふふうにお考えしております。

○武部委員 この郵政審議会の答申の中に「従来、市街地にある市町村役場、警察署、消防署、学校、病院または農業協同組合の事務所のある場所に限っては、とくに業務区域に含めるみちを開いてあるが」という答申があります。これは法律の条文にはないのです。そうすると、これは何に根拠があるのでしょうか。

○柏木政府委員 これは業務区域の外にあるもの、特に除外区域の中にあります公共施設の問題でございます。そういう施設に利用ができるようにするということは、業務範囲を認可する際の考え方といたしまして、業務区域の外にあって同一市町村の中にあれば、従来認可していいという行政措置をしてきたわけでございす。しかし、この点につきましては若干法律上の疑義もございまして、御承知のように、有線放送電話施設は業務区域の外に施設をしたりサービスをしてはいかぬということになっておりますので、除外区域の中にある場合についてこれを法律上もはっきりさせたいということで、この際特にそれを明文をもって合法的にするように措置をするような提案をいたしておる次第でございます。

○武部委員 そうすると、行政措置によってやったおつた、しかし、それは法律上いろいろ問題があらうと思つたので、今回条文の中にはっきりと載せるように提案をしたのだ、このように理解できるわけですね。

その答申の中に「これらに類する公共的施設や市街地に残る農家などについても、これらと同様の取扱いを認めることのできるよう検討する必要がある。」という答申に基づいてこの条文の改正をお出しになったというふうな理解できるわけですが、そうしますと、この一八ページ、第六条の中に「必要であつてやむを得ない」と認められる場合において、郵政大臣の許可を受けたときは、この限りでない」というようにこの業務区域の問題で改正が出ておられます。この答申では特に農家ということを入れておられるわけですが、「必要であつてやむを得ないと認められる」というのは、この答申の趣旨をこの中に生かそうというのでそのように提案をされた、このように理解できるわけですが……

○柏木政府委員 たいだいまお話しのように、業務区域に關します第六條の改正案におきましては、この中に、業務区域外であっても接続できます公共施設その他を具体的に一々はあげておらないわけでございます。学校、病院というふうな例示にとどまっておるわけでございす。それ以外のものにつきましては郵政大臣の許可を受けたときといふふうにして、この数規定を置いておるわけでございます。

それで、これに対します従来の取り扱い、また今後の方針について申し上げたいと存じますが、従来は、公共施設につきましては、たいだいま郵政審議会の答申の中の部分をお引き合ひに出されたわけでございますが、役場とか学校、病院、消防、警察、農協事務所というふうなものを、郵政省の行政措置で業務区域外であつてもこれと通話ができるような措置を講じていたわけでございす。ただ、たいだいまの郵政審議会の答申の線に基づきまして、昨年の八月にたいだいま申し上げましたものを、昨年八月にたいだいま申し上げましたものを、それを含め得るような措置をすてておるわけでございます。したが、いま、今後新しい法律が通りましたならば、郵政大臣の認可基準とい

たしましては、現在、昨年拡張いたしましたもの、公共施設、それに農家も含めまして取り扱いができるようにしたいと存じておるわけでございます。

○武部委員 それじゃ最後になりますが、先ほど質問がございまして御答弁がございました業務区域の中に「一部」を入れた理由——いろいろ御答弁がございました。これは非常に抽象的な答弁に終わらざるを得ない実情だということはおわかりです。「一部」を入れたこの「一部」は、一体内容はどうか。これは千差万別だと思っております。それならば、一体基準は何かということになると、そのようないろいろな要素があるから一がい基準というものは定められない、こういうようなことをおっしゃる。

○柏木政府委員 たいだいままで郵政省のほうでは地方の電波監理局を通じていろいろの調査をいたした、また、地方の実情等によりまして、具体的な個別的な一部区域との密接関係というものを調査をいたしております。すでに相当のものが陳情その他において現在においても集まっておりますが、ただいま御指摘のように、不公平にならないようにということが非常に大事なことと存じます。いま、そういうものをまとめるが、基準というものが引き出せるかどうかというところを検討しているわけでございますので、御趣旨に沿いますように、不公平な扱いにならないように十分配慮をしてその運用をいたしたいと存じております。

○井原委員長 小澤貞孝君。小澤(貞)委員 私は、大臣が就任されてから有線放送電話の問題が委員会で討議されるのは初めてだと思っております。前的小林大臣のときにはたびたびこの問題を提起して、大臣の御趣旨も伺いして、方向としては私の主張しているような方向に一步近づきつつあった、こういうことであります。そういうことから、新しい大臣にひとつ基本的な考え方を伺いたいと思っております。

○武部委員 郵政省の見解はわかりました。先ほど答弁の中に、この「一部」の基準について、陳情とか要望とか、そういうふうなものを十

分取り入れなければならぬ、こういう考え方がございまして、やり方によっては、この「一部」ということの認定をめぐって非常に混乱すると思っております。したがって、郵政省は、この問題についてはやはりある程度の基準というものを確立しておかなければならぬと思っております。そうしないと、やれ陳情が多かったからどうか、要望が強過ぎたからどうかというふうなことで、何でもかんでもそういうことになって地域がどんでん返るといふようなことでまた紛争が起きていかぬし、そういう面については、やはり小淵君が言ったように、ある程度の基準というものを初めのうちからつくっておかなければこれは混乱すると思っておりますが、そういう点についてはどうでしょうか。

○柏木政府委員 たいだいままで郵政省のほうでは地方の電波監理局を通じていろいろの調査をいたした、また、地方の実情等によりまして、具体的な個別的な一部区域との密接関係というものを調査をいたしております。すでに相当のものが陳情その他において現在においても集まっておりますが、ただいま御指摘のように、不公平にならないようにということが非常に大事なことと存じます。いま、そういうものをまとめるが、基準というものが引き出せるかどうかというところを検討しているわけでございますので、御趣旨に沿いますように、不公平な扱いにならないように十分配慮をしてその運用をいたしたいと存じております。

○井原委員長 小澤貞孝君。小澤(貞)委員 私は、大臣が就任されてから有線放送電話の問題が委員会で討議されるのは初めてだと思っております。前的小林大臣のときにはたびたびこの問題を提起して、大臣の御趣旨も伺いして、方向としては私の主張しているような方向に一步近づきつつあった、こういうことであります。そういうことから、新しい大臣にひとつ基本的な考え方を伺いたいと思っております。

○武部委員 郵政省の見解はわかりました。先ほど答弁の中に、この「一部」の基準について、陳情とか要望とか、そういうふうなものを十

分取り入れなければならぬ、こういう考え方がございまして、やり方によっては、この「一部」ということの認定をめぐって非常に混乱すると思っております。したがって、郵政省は、この問題についてはやはりある程度の基準というものを確立しておかなければならぬと思っております。そうしないと、やれ陳情が多かったからどうか、要望が強過ぎたからどうかというふうなことで、何でもかんでもそういうことになって地域がどんでん返るといふようなことでまた紛争が起きていかぬし、そういう面については、やはり小淵君が言ったように、ある程度の基準というものを初めのうちからつくっておかなければこれは混乱すると思っておりますが、そういう点についてはどうでしょうか。

○柏木政府委員 たいだいままで郵政省のほうでは地方の電波監理局を通じていろいろの調査をいたした、また、地方の実情等によりまして、具体的な個別的な一部区域との密接関係というものを調査をいたしております。すでに相当のものが陳情その他において現在においても集まっておりますが、ただいま御指摘のように、不公平にならないようにということが非常に大事なことと存じます。いま、そういうものをまとめるが、基準というものが引き出せるかどうかというところを検討しているわけでございますので、御趣旨に沿いますように、不公平な扱いにならないように十分配慮をしてその運用をいたしたいと存じております。

○井原委員長 小澤貞孝君。小澤(貞)委員 私は、大臣が就任されてから有線放送電話の問題が委員会で討議されるのは初めてだと思っております。前的小林大臣のときにはたびたびこの問題を提起して、大臣の御趣旨も伺いして、方向としては私の主張しているような方向に一步近づきつつあった、こういうことであります。そういうことから、新しい大臣にひとつ基本的な考え方を伺いたいと思っております。

○武部委員 郵政省の見解はわかりました。先ほど答弁の中に、この「一部」の基準について、陳情とか要望とか、そういうふうなものを十

機能にかんがみて有線放送電話というものは育成をすすめるべきものであって、この地域への公社電話の普及につれて、意識的政策的にこれに振りかえようとするのは適当でない。こだけ読むと、ちょっと理解が困難かと思えますけれども、今度公衆電気通信法が改正になって集団電話といふぐあひになってまいりましたが、これに意識的政策的に振りかえることは適当でない。これが一つの答申のポイントだと私は思う。今後有放というものを育成していけ、こういう答申が出ておるわけでありませぬ。これはこの委員会においても前大臣のとき私はたびたび発言を申し上げましたけれども、農林水産委員会というほうへ行くと、党派を越えて、大いに有放はやっていかけていけと、こういうふうに言われていけやうていけと、大いに今後育成していけ育成していけと、一生懸命言われていけやうていけやうていけと、山村振興でもって有放というものに補助、起債を出しておるわけです。また、その委員会のほうも大いに有放を育成していけという方向であるわけですが、残念ながら、この通信委員会においては必ずしもそういう方向と一致してなかったというのが率直な過去の経過ではなかったか、こういうふうに考えるわけですか。

私は、この有線放送というのは、単なる通信の普及が十分でないところで補完的な機能を果たすだけという趣旨ではないと思っております。この有線放送の機能から考えて、教育、文化とか、あるいは産業とか災害防止とか、極端な例を言くと、どろぼうが来たぞといって有線放送をやつて、たちまちつかまつちやつたということもあるわけだから、そういう関係に大いにこれは役立つておるわけでありませぬ。したがって、通信行政という立場だけで有線放送を見てはならない、こういうふうに私は考えるわけですから、そういう点について大臣のお考えを冒頭に私はお尋ねしておきたいと思っております。

○河本國務大臣 先ほどちょっと申し上げましたように、郵政省の有線放送に対する基本的な考

○河本國務大臣 先ほどちょっと申し上げましたように、郵政省の有線放送に対する基本的な考



え方は、一昨年の秋の郵政審議会の答申を尊重いたしまして、これを順次実現をしていくというところでございます。あるものは法律によってこれを實現させる、あるものは行政措置によってこれを實現していく、それが基本方針でございます。この趣旨に従って今回の法案の提案となつたわけでございますが、いま小澤委員のお述べになりました御意見はごもっともでございますが、しかし、やはりこの有線放送というもののこれまでのいろいろな経過というものを考えてみなければならぬと思つてございます。

そこで、経過を考え、しかも、現在は三百二十万というふうに数がふえて、国民生活上なくてはならぬものになつて、そういう現在の状態をいろいろ考えあわせて、ただいまのところは、今度御審議をいたしております法律案程度の内容に処置したほうがいいのではなからうか、こういう一応結論に達しておるわけでござい

す。

○小澤(眞)委員 私、そういう意味においてこの法律は、一歩前進であるということで、大いに賛意を表したいというふうに考えておるわけです。ただ、いままでの経過からいいますと、地方行政、農林水産あるいは経済企画庁、これは過疎対策をやつていられる立場から、山村振興という関係のほうは、有放というものを制度として確立し、補助金や融資や何かを出してどんどん育成強化をしていけという積極推進側であつたわけでは

ありません。ところが、その内容として、ここに一例がござい

ますが、昭和四十一年、四十二年だけの補助または融資を見ると、山村振興法による助成が、四十二年度は一千二百万円、四十二年度は六千八百万円、農業近代化資金によって二十二億六千九百万円、四十二年では十六億一千六百万円、農林漁業金融公庫による融資は一億一千九百万円と一億八千七百万円、地方財政法による市町村の起債は、四十一年度が八億六千二百万円、四十二年度が六億二千七百万円、こういうぐあいに、日本国

政府はこの有線放送の確立について助成、補助、融資ということをやられておるわけです。これはもうひとつ大臣、きちつと頭の中に入れておいていただきたいが、政府はそういうぐあいに推進をしてまいりました。そういうことですから、郵政大臣もこういういままでの経過にかんがみて、この有線放送電話の推進、確立ということについてはもっと積極的に対処をしていただきたい、こういうことがわれわれの一つの願望であるわけ

あります。このことはあとから私申し上げますが、ところが、事志と違つたような方向のことを、いままで郵政事務当局によって、あるいはその他のものによって推進されてきたのではないかと、こういうことが今日まで有放と農集との争いを——中にはすわり込みをやる、村長が辞職をするというふうな事態にまで発展させたゆえんではなからうか、こういうふうに考えますから、いままで政府はこれを推進してきたのだ、こういうふうに考

へて、ひとつ前向きに善処をしていただきたい、いまから私が事務当局にお尋ねをする点を大臣は聞いていただいて、最後にまた私は大臣の総合的な御答弁をいただきたい、こういうふうに考

へるわけであり

ます。

業務区域の問題で、法律的にはたいへん前進したような形になっておりますけれども、こまかい点については大部分が行政措置にゆだねられておるわけであり

ます。

たとえば、電話の普及が千分の十七以下のところではなければ有線放送はやつてはいけない、千分の十七以上にはきびしい条件がついておつて、有線放送条件になつておるようであり、私は、この有線放送電話に関する法律を見て、なぜそんなにきびしい制約というものを単なる役人の監理官に基本の問題があるかと思つておる、こういうところ

に、最近はその

だんだん市街化してまいりましたので、五年前に千分の十七であつたものが今日においては千分の

二十、二十五になつていくというのは、電話の普及から考えて当然なことだ、こういうふうに私は考へます。したがつて、千分の十七等をきめる場合には五年、十年の先を見通して、やはりこの条件を緩和してやつていかなければならないのではないかと、こういうふうに考へます。

したがつて、これは事務当局にお尋ねしますが、一つは、一体この法律のどういふところに基づいて単なる監理官が千分の十七とか千分の十五とか千分の二十だとか、有線放送を制約するよう

なことがこの法律のどこに書いてあるか、まずそれをお尋ねします。有線放送電話法第四条の、電話が何とかがあまり行き渡らぬみたいなのが書いてある、それを唯一の根拠条件として監理官選定なり何なり出しているんじゃないか、こういうふうに考へますが、どうでしょう。

○柏木政府委員 ただいま御指摘のように有線放送電話法第四条にございまして、許可の基準を示しておるわけでござい

ます。これは郵政大臣が「次の各号に適合している」と認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。こういう条文でござい

ますが、その第一号の「その住民が社会的経済的に相互に比較的緊密な関係を有し、かつ、その相互間における電話による連絡が不便となつて

いる地域を業務区域とするものである」という条件によつておるわけでござい

ます。

○小澤(眞)委員 おそらくそういう答弁だろうと思つておる。だつたかと思つておるが、有線放送という機能は、単なる通信の補完ではないのだ、その地域一帯の産業の発展、教育、文化、災害防止に役立つから、千分の十七であらうが千分の三十であらうが、そういうところを包括して有線を引きたいという希望があるわけだ。確かに「相互間における電話による連絡が不便となつてい

る地域」というようにうたわれておられますけれども、地域住民としては、同じ町村だから、電話なんか千分の百くらい引いて

いたつてやはり有線が村役場からの放送を聞きたい、こういうことになる、これが住民の要望ではないか。それを、過去にお

いては郵政省は、通信の規制という立場からだけで、なるべくこれを普及させないよう

に普及させないようという配慮から千分の十七というきびしい条件を持つてきた、あるいは、農林漁業率という

答申がございまして、その答申をもとにいたしました。政府のほうでも前向きに一年余り検討を加えまして、そうしていま御審議いただいております段階まで来たわけでございます。

○小澤(眞)委員 先ほど柏木監理官が答弁すべきところを電信電話公社が、営業局長が答弁をしておいて、私は主客がおかしいと思う。千分の十七というものはどうしてきめたと言ったら、電信電話公社が答弁する、これはおかしい。電信電話公社がそんなところに出てきて答弁すべきものじゃないんだ。そうでしょう。これは郵政省がそういう方針に基づいてやるから電信電話公社はそれとやらを言わなければいけないのを、逆じゃないですか。電信公社の郵政省出張所が柏木監理官だ、われわれにはこういうふうに見えちゃってしょうがないわけなんだ。この前小林前郵政大臣は、私と二人で会っていたときに、うちの者は電信公社の出先みたいなのだな、ということをお話された。お話を聞いたが、はからずもこの公式の委員会において、電信公社のほうから答弁をして、郵政省は知らぬ顔をしているみたいな答弁のしかたをしているのは、この法律に取り組む郵政省の姿勢を示しているんだ、そういうふうに見えるんですよ。だからこれは、これらの状況を考えて千分の百にしますとか千分の八十にしたいということ、これは農林、自治あるいはその他の関係各省とひとつ十分相談をして、郵政省としてはどうやるんだ、電信公社はこの方針に従えなら従えていんだ、そういう姿勢でなければいけないと思うが、どうでしょう。姿勢の問題だ。

○柏木政府委員 ただいまの答弁の過程におきましてそのような印象を与えるようなことがあるといたしましては、はなはだ遺憾に存じます。しかし、実情を申し上げますと、決して御心配のようなことでもこの事柄が進んでおるわけではございませんで、さらに、千分の十七問題につきましても、私のほうからいろいろ前向きに電信公社にも協力を求めてこまごまと来ておるわけでございます。なお、調査の数字につきましては、自分の電話

の普及の状況でございますので、電信電話公社のほうで資料を求めて、その資料の数字の実情につきまして公社のほうからお答えがあったわけでございます。

なお、千分の十七の問題につきましては、これは決して郵政省独自でやっているわけではございませんで、これは農林省、自治省等とも連絡いたしまして、その了解のもとに進んでいるわけでございます。

なお、一言つけ加えさせていただきますかと思えます。千分の十七という基準が実際機能しているというふうにも一般的にはシビアになっていくというふうにも受け取られていくようにも思えます。確かに当初におきましてはそういう実情であったのでございますが、その後、これにつきましてはたびたび弾力的な措置を加えておりました。現在では、このために特に許可にならないというふうなケースは非常に少なくなっているわけでございます。しかしなお、ただいま御指摘のように、電話の連絡が不便であるという国民的な考え方、基準というものは、この十年來非常に変わっております。その実情にございましたおきまして千分の十七を改定するということについては、これも決してやぶさかでございます。これはさっさと改正するように取り運びたいと存じておる次第でございます。

○小澤(眞)委員 私はあげ足をとるわけじゃないです。監理官、電話が不便からだんだんよくなってきたという答弁がいろいろあるけれども、有線放送電話というのは電話の通信の補完的な意味だけではないということ、これはどうも郵政省はそれが頭に入っていないのだ。電話が千分の百にふえようと千分の百十五にふえようと、その地域一帯の町村としての行政、産業、文化、教育、災害防止、そういうことの機能というものを考えてないものだから、いまの答弁の中にもはからずもそういうことばが出てくる。

そこで、いま具体的に御答弁があったが、これは農林省、自治省、それから経済企画庁でも山村

振興のためにやっているから、基準をきめるときにはそれと具体的に打ち合わせをすべきか、千分の十七を今度千分の百にするか幾らか知りませんが、それをやるときには具体的に「たぶん関係は四省だと思えます。これと有機的に組織的に連絡をすべきかどうか、これをひとつ御答弁をいただきたい。イエスカノーカでいいです。」

○柏木政府委員 そのように取り運びたいと存じます。

○小澤(眞)委員 そこで、今日においてこの千分の十七を幾らにしようとする案が出ているか。これはこの法律が出た以上、その監理官通達なり政令なり省令なり、これは一つの腹案があらうと思えます。これを主管する郵政省としてはどうしようにしたいと思ふか、腹案があったら……。

○柏木政府委員 この数字の考え方でございますが、これは町村部におきます電話の普及率というものを当時標準としてとったわけでございます。したがって、今日町村部におきます公社の電話普及率が幾らになっているかということをお話するため調査をし直しまして、その数字を基準とした考え方、これをもとにして関係各省とも相談してみたいと存じております。

○小澤(眞)委員 さっきの答弁のときにはどうも違うことを言うし、考え方ですよ。電話の単なる普及ということだけを基礎の数字にとったものでは有線放送電話の片面の機能しか見ていない、これは私に言っているわけですよ。それを、郵政省としては電話の普及が普及がという数字ばかりにこだわっていることが、この法律の運営の大きな不満を残しているゆえんだ、こういうふうに思われるのですから、電話の普及だけが千分の十七から千分の三十になりました、四十になりましたということでは、有線放送電話のほんとうの機能をわかつていないのだ、こう思うわけです。だから、その地域の一体性とか、その農協なら農協の一部に、あそこ人はだいたい有線電話が入ってきた、盛んに都市化が進んできて、野菜等は中央の市場のことや農協のこととも知らなければいけない、こういうようなことになれば、地域的な一体感というものは電話の普及とかかわりなく従来以上に必要性を加えている、こういうふうに考えるので、このもう一面、つまり有線放送電話が必要とする通信の補完的な一面だけではなくて、これは見落としてから、もう一つの面を十分考慮しないと、この通達なり何なりきめるのに、千分の十七なり千分の五十をきめるのに片面的になってしまふ、このことをきちんと注意しておかないとあやまちを犯してしまうのじゃないか、こう思うのです。どうでしょう。

○柏木政府委員 先ほど申し上げましたように、千分の十七というものは、業務区域設定の一つの基準でございます。これだけでやるわけではございません。そのほかのこれを緩和する条件といたしましては、公共的な施設、特に最近では農家も入れるということ、地域住民との密接な関係、日常生活の利便ということも十分勘案したものでこれを補完する方法を通過で補っているわけでございます。この点は、今度の改正法律案の第六条でも、法律上もはっきりさせていきたいということでございます。

○小澤(眞)委員 それにもう一つ加えておきますが、農林漁家率というのものはやはり限度があるというのです。最近都市計画法や何かでできたり、いろいろ大きく変貌しているわけですよ。だから、この農林漁家率というものは今後五年、十年の先を見通しながら、単に五割ということだけをきめたってだめだと思えますから、そういう点もひとつ配慮の中に入れてもらいたい。将来の発展の展望というものを十分頭に置きながら、今日の時点だけではなくて、一回回転してくれば五年の許可でしよう。五年後にはどうなるかということを考えないと、五年たつてみたら千分の幾つが変わっているぞ、これは再許可にならないぞという心配も出てくる。そういう展望も考えながら農林漁家率をきめていただきたい、いいでしょうか。

○柏木政府委員 ただいまのような問題もあるわけでございます。もともと農林漁家というものの

考え方、内容というものはいま社会的に非常に変わってきているという点にまず着目すべきじゃないかと考えております。それにつきましてはこれは郵政省独自の考え方であるわけでございませんで、農業センサスに使用しております基準等も十分に取入れられました流動的な考え方でもっていきたくて思っております。

○小澤(真)委員 そうすると、私はこうずばつと質問いたしますが御答弁いただきたい。

ことし、ある基準によって有線放送が許可になりました、五年後に再び申請をする場合には農林漁家率が違ってきました、電話の普及率が交わってまいりましたということで、再申請者が戸惑いを起こすような現象は起きないでしょうか。それはいいですな。

○柏木政府委員 これは従前、再申請、再許可の場合には、従来の基準に合っておれば、いまのような千分の十七あるいは農林漁家率というものは、現時点でなくて、その前の時点のものを継続して許可をいたしておりますので、いま御指摘のような御心配はないわけでございます。

○小澤(真)委員 それから次は、今度は電電公社にお尋ねをいたします。

政府与党と電電公社とたぶん郵政省の話合いだろうと思っておりますが、公社電話との接続について、同一都道府県においては技術上支障のない限りすべて接続するよう措置する、こういうことについては承知してありますか。郵政省と電電公社、両方どうでしょうか。

○柏木政府委員 現在は県内におきましては一中継に限り、特に公社の業務上に支障がない場合に限り、例外的に二中継でもいいという基準の郵政省令をきめておられるわけですが、この点につきましても、布設者の属します県内の町村関係におきまして経済的社会的な密接な関係がある限り、それはできるだけ接続ができるように、二中継のものであっても公社においては一中継にするという努力をするというように解決したいと思っております、公社とも相談をしております。

○武田説明員 いま監理官から答弁がありましたように、同一都道府県内におきましては、要望に応じ接続ができるよう最大限の努力をいたしたいと思っております。

○小澤(真)委員 一般有線放送を扱っている人は、これは県外はまあなるべくあきらめるように、そのかわり県内だけは通話ができるようになった、これがこの問題の政治的な幕引きの重要なポイントであった、私はそう思います。県内だけはつながるようになったのだ、これは非常に重要な点なんです。しかし、これは申請者の、あるいは接続電話のその社会的経済的いろいろの条件でなるべく努力をしよう、今日はこういう程度で段階ですか。県内に通話をしたいというときには、ある工事をするとか何かすれば必ずできるように措置するの、その辺なんです。これはもうあまり経済的につながらないという絶対の僻地ならば別なんです、県庁の所在地と話したい、中心都市と話したい、そういう大部分の県内通話が確実に行けるといえることが、有線放送電話の確立の關係者にとっては非常に重要なポイントであったわけです。しかし、それには二中継以上はだめだという命令だか省令だかできていて、それを直すのには一中継に直してやらなければならぬ、こういうことになると工事費その他がかかると、こういう問題がすぐ出てくるわけです。しかし、その要望については確実に実施するかどうか、この辺です。これはひとつ、もう確固たる御答弁をいただきたいと思っております。

○北原説明員 先ほどもお答え申し上げましたけれども、県内における通話を、御要請に応じまして通話できるようにするために回線構成の変更を要する場合は相当多々あると思っております。したがって、御指摘のように工事をその他を伴います。しかしながら、御要請に沿うよう一生懸命努力するつもりでございます。

○小澤(真)委員 要請に沿うよう努力する——三年も五年も努力していないようにならないように、これは非常に重要な幕引きの問題であったのに、県内通話は確実にできるだけ早くやる、これは総裁からも、ひとつそういうぐあいに大事な問題だから、新任第一声としてやっていただきたいと思っております。

○米澤説明員 お答えいたします。

ただいま施設局長が答弁いたしましたように、この御要望に沿いまして、極力努力いたします。

○小澤(真)委員 次は、簡単なものからやります。先ほど小澤委員から電報の取り扱いについて質問がありましたけれども、これはいま農村公衆電話等に委託をしようとしているのがあるわけですが、これはこの前の私の質問のとおりで、それに二百円とか三百円委託料金を払っております。有線放送が必要があれば、また、電電公社がそれがよろしいと認めれば、双方の契約によって電報の取り扱いをし、料金を適正なものに払う、大体この前の委員会における答弁はそうであったと思っております。

そこで私はお尋ねをしますが、この農村公衆電話等で個人に請け負わしていると同様な契約が有線放送の設置者によって結ばれれば、それでいいわけなんです。どうでしょうか。これは電電公社でつけようです。

○好本説明員 いま御指摘の農村公衆電話あるいは区域外の一般加入電話に電報の配達を委託しておりますが、現在の電報配達業務の委託と申しますのは、地域を限りまして、その地域に落ちるすべての電報を二十四時間、終日配達するということをたてまえたものでございます。そういうことでございますから、この有線放送施設に対する委託も、そういう業務区域内にあって電報を終日配達する、しかも、現在のその他の第三者に配達を委託しておりますと同じような条件の、通信の秘密に関する十分な保障であるとかその他の同じような条件でそういうものを委託することにしたいと思います。

○小澤(真)委員 大体それだと思っておりますが、これはひとつ資料として明日出していただきたい。

いま公社が農村公衆電話の持ち主か何か契約をしていられるとか末端の比較的になかで、ちょっと料金の高いような、不便なところは一通二百円から三百円といいますがその契約案文を二通ほど明日出していただきたい、こう思います。

○好本説明員 承知いたしました。

○小澤(真)委員 その場合に、接続通話及び非接続通話ともこれを実施できるように——これはやろうと思えると思っておりますが、それはいいでしょう。接続有線のみでなく非接続有線においてもそれが可能だ、こう考える。公社ではそれはよさそうだが、こういうように答弁してありますが、非接続通話でもいいですな。

○好本説明員 接続通話、非接続通話施設、両方でございます。

○小澤(真)委員 はい、わかりました。

今度は、この間の公衆電気通信法の一部を改正する法律の中には、集団電話に関する料金のうち通話料以外は認可料とする、こうなっております。つまりこれは、農集が今度は集団電話になった、集合電話が集団電話になったわけだが、通話料以外は認可料とする、こうなっております。これはひとつ、大臣、重要な問題であるので——これはいままでは試行中であつたので、大臣の試行業務に供する何とか料金ということで、設備費は幾ら、何とか費は幾らと、こういうことにおそらくなっております、われわれも法律的にはそういうものかかと考えておりましたが、今度は試行業務から、この間の公衆電気通信法の一部を改正する法律によって正式に認知をされて、本電話に集団電話がなつたわけでありまして、そういうことになると、この認可料に含まれるおもだったものはどういふもので、これはいつあらためて郵政大臣の認可を得るか、事務的な手続きだけ電電公社からやつと。

請を公社としていたしたいというふうに考えてお  
ります。

○小澤(真)委員 事務的手続はわかりました。

私はこれは前のときに大臣にもちよつと言った  
ことがあると思いますが、電話の建設費というも  
のは一個について大体二十万から三十六万かか  
る、こういうふうにお聞きいたしております。そ  
れから、昨年だと思いましたが、加入電話につい  
ては、いまままで設備料が一万円であつたものが三  
万円に上がりました。共同電話については、二共  
同については一万円だつたものが二万円に上がつ  
たわけですね。その場合に農村公衆電話は一万円据  
え置き、こういうままになつておられますが、私  
はその当時これを問題にしたけれども、試行役務  
中だ、こういうことからあまり追及もせず、その  
ままに過ぎて、設備料は三万円、二万円になつた  
けれども、この集団電話については相変わらず今  
日まで設備料は一万円、こういうふうになつてお  
るわけです。

これは大臣、非常に重要なところですから大臣  
から御答弁をいただきたいと思つてます。農村公衆  
電話、今度の集団電話といえども個人個人が契約  
をしてやる、こういうことになつておつて、その  
建設費は三十万から三十六万かかる、こういうこ  
とに変わりはないわけでありまして、したがつて、  
法律が変わつて今度は集団電話として認知され  
て、いま電電公社の営業局長が答弁したように、  
あらためてこの設備料についても認可料金の仲間  
に入つて幾らにするか、一万円にするか二万円に  
するか三万円にするかということを決める羽目に  
おちいつてくるわけでありまして、これは大臣が認  
可するわけでありまして、その場合に、私はいまま  
までのこの試行中のものや何か調べてみると、農集  
は一万円、その次に団地自動電話は設備料が二万  
円——これはもし違つていたら電電公社でひとつ  
訂正をしてほしいと思つてますが、集合電話につ  
いては一万二千五百円ないし一万一千五百円、こ  
ういふうちに、試行中の設備料が三色あるわけ  
であります。団地電話については二万、農集につ

ては一萬、ビル等の集合電話については一萬二千  
五百円——ビル等は五千も二千も入れた場合に幾  
らと、こうなつていて、これで見ると一萬二千五  
百円、いいですね、これは。——そこで、私はこ  
れを公平に考えてみると、やはり二共同あるいは  
単独加入は二万、三万に上げたんだから、これは  
集団電話と改まつて、今度あらためて認可料金を  
やる場合においては当然二万円ぐらいにすべきで  
ある、こういうふうな考えのわけですね。これは政  
策的な非常に重要な問題で、私はそれによつて電  
電公社が来年度値上げをしないで済むような方向に  
ということをこの前大臣にお尋ねして、そういう  
方向で検討しよう、こういう御答弁でありました  
ので、この問題については、大臣からひとつ御答  
弁いただきたい、こう思つてます。

○河本國務大臣 いま電電公社の経営にとりまし  
て最大の問題は、先ほどお話しになりました設備料  
を全体的にどうするかという問題と電報の問題で  
ございまして、こういうふうな基本的な問題全体  
を、大体この七、八月ごろにどうするかというこ  
とを全部洗いざらい検討することになつておりま  
すので、いまお話しの問題も、そのときに総合的  
に検討してみたいと思つておられます。

○小澤(真)委員 今日この時点において大臣の答弁  
としてはそんなところではなからうかと私のほう  
も考えます。したがつて、七、八月ごろ、来年の  
料金体系を考へるときには、いま私の申し上げた  
点はひとつ十分に考へていただいて、ほかの設備  
料も上げたいんだからやはりこれも上げるべきだ、  
私はこういう主張なんです。それが取り入れられ  
るようによ望をおきたいと思つておられます。

そこで次に、時間もないうちから急いで申  
上げますが、この集団電話、これもこの間の公  
衆電気通信法の一部を改正する法律案の中で「集  
団電話については、普通加入区域外における線路  
設置費の負担および加入区域外における線路の附  
加使用料を課さないこととする。」というふうにな  
つておるわけですね。これはなかなか技術的にむ  
ずかしい点だが、加入区域の外に特別加入区域あ

るいは区域外と、こうあるのですが、そこへわれ  
われ加入電話、一般の電話を引く場合には膨大  
な設備費を負担させられる、こういうことであつ  
たと思つてます。それが今度の法律の改正では「普  
通加入区域外の線路設置費は、現在、当初の加入  
者が線路設置費の全額を負担しているが、これを  
一加入当たりの線路設置費を基準とした距離当た  
り単金制に改め、」というふうになつて、今度距  
離当たり単金制に改められたわけですね。それを私  
は一步前進だと思つて、そのことは是とするわけ  
ですが、集団電話についてだけ線路設置費の負担  
及び線路の付加使用料を課さない、こういうこと  
を特に集団電話についてだけやらなければならな  
い、やつていける、このことは一般加入電話その他  
と比較して、あるいは今日問題になつていける有線  
放送電話と比較して、あまりにも不当過ぎるでは  
ないか、こういうふうな考へるわけですね。

大臣、これもひとつ具体的に言つて、百六十戸  
なり二百戸集まらなければ集団電話にならぬ、そ  
れを、ずつと遠くの人も仲間に入りたいというこ  
とになれば、一般加入電話の人は二十万も三十万  
も負担をして電話を入れておつたのに、集団電話  
であるがゆえにいままで負担金を取らないでおつ  
た、こういうことをやつてきたわけですね。これは  
大臣、びつくりされるだらうけれども、事実はそ  
ういふふうになつてきた。今度のときもまたそう  
いうふうになつてきた。これは、こういうこ  
とで法律は通つたんだから、それを私はいまさら  
どういふふうな言ひを言ひませんけれども、社会的  
な要請、経済的な要請にこたえて、電話も集団電  
話も有線放送電話もやはり住民の要望にこたえて  
国民が選択をして、そして平和共存の中でひとつ  
やつていけ、うんと要約すれば、こういうのが郵  
政審議会における有線放送問題についての答申で  
あつた、こういうふうな考へます。国民が公平に選  
択をして、そして経済的な社会的な要件に充足す  
るようになつていけ、集団電話もやつていけ、農集  
もやつていけ、こういうことだつたと私は思つて  
おられます。ところが、その前提になるべき

公正な競争条件というものは成り立つておらな  
かつた、ここに私はいままでの郵政省の態度にたい  
へんな不満を持つておるわけですね。三十万円かか  
る農集をたつた一萬円の設備料で入れる。それば  
かりではない。いま申し上げたように、区域外の  
はるか遠くまでも、その集団に入つていけるがた  
めに設備料も取らないでやつていける、付加使用料も  
取らないでやつていけるというふうなことをして有  
線を駆逐するようになつていける、これは、いまま  
までやつてきた。有線関係者はみんなそういう理解  
の目で見ているわけですね。

これは大臣、私は非常に重要なことだと思つて  
ますので、もし国民の選択にまかせるといふなら  
ば、公正な競争条件のもとで、おれは東京に電話  
はそんなにかけないけれども、電話も必要だから  
有線放送の仲間に入つていけ、こういうことにな  
れば、有線放送の設備は、新しく最近の技術で  
やるにしても三万から四万、五万くらいはかかる  
と思つておられます。それをわざわざ不公平な競争条  
件で、設備料が三十万もかかるものを一萬ばかり  
で入れて、農集の収支率は幾らかという、三〇〇  
〇対一〇〇〇くらいじゃないでしょうか、二五〇〇  
から三〇〇〇くらいの収支率ですから、三分の一くら  
いの収入しかないところに無理して入れていかな  
ければならなかつたという今日までの郵政省の方  
針、こういうものについて反省をしなければなら  
ない、こういうふうな私に考へるわけですね。大  
臣、非常に不公平な競争条件で、電電公社は赤字  
だ赤字だといひながら、赤字を覚悟して、しかも  
設備負担金も取らない、区域外の設備金も負担金  
も取らない、そういうことをして今日まで推し進  
めてきて、先ほど監理官が言うように、有放とい  
うものは年十萬ばかりになりました、農集は年二  
十萬も三十萬も伸びてきました、こういうふうな  
な答弁がどうしてできるか、そういうことでは有  
放は伸びていけません。農集のほうがかつとん伸  
びていきます。不公平な競争条件で、赤字を覚悟  
して押し込んできた、これが今日までの実態では  
ないか、私はこういうふうな考へるわけですね。こ

の点は大臣十分考えていただいで、今後のいろいろな行政措置でやる問題について配慮をしてもらいたいと考えるわけです。

最後に、大臣のこの問題に対する所信をお伺いして、時間がちょうど参りましたので、終わりたいと思います。

○河本国務大臣 昨年の八月も、有線放送電話と農集電話の実情及びその違いにつきまして、よくわかるようなPRをするためにパンフレットをつくりましてお配りしておる、こゝろ実情でございます。ですから、それでそれぞれ選択をしてどちらを選ばれるかということをおきめになるわけでございますが、当初にも申し上げましたように、それぞれ歴史的な過程がございますので、何もかも一緒にやったらどうかという段階ではないと思ひますが、しかし、現実の問題といたしましては、三百二十万という有線放送電話があつて、いま国民生活上欠くべからざる役割りを果たしておることなどを考えますときに、お話の点など十分参考にいたしまして、今後行政措置をしてまいりたい、かように存じます。

○小澤(眞)委員 それじゃ、時間もございませぬので、また機会を見てこの問題について私は伺いたいと思ひます。きよりは終わりたいと思ひます。

○小淵委員長代理 この際、申し上げます。

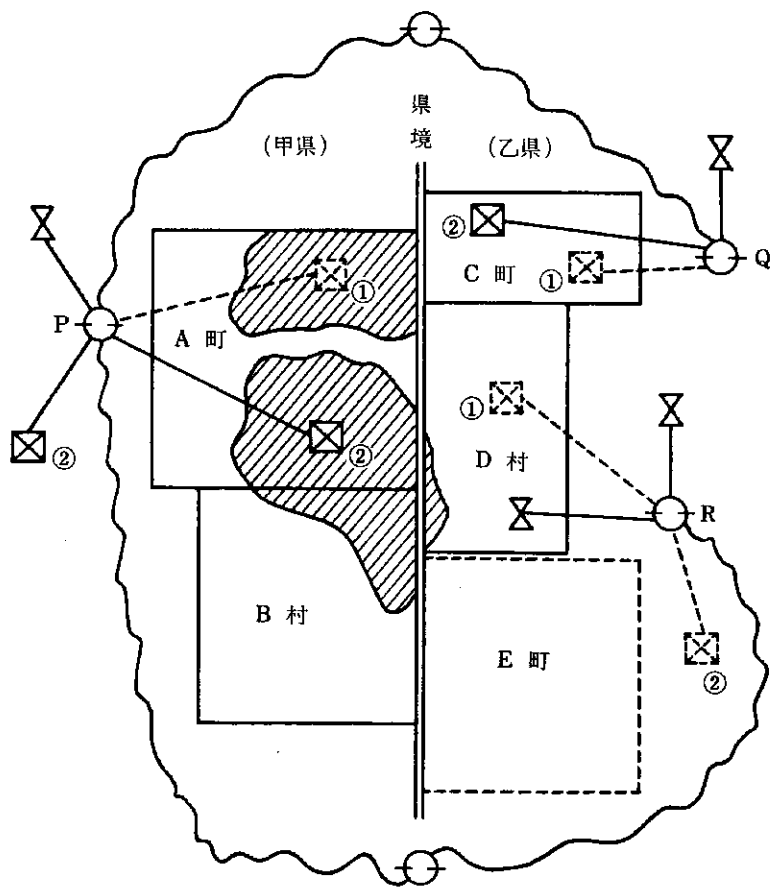
本日午後三時から第一委員室において、宇宙開発事業団法案について科学技術特別委員会との連合審査会が開かれますので、御出席をお願いいたします。

次回は明二十四日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

〔参照〕 小渕委員提出資料

公衆電気通信法第54条の5の改正案による  
有線放送電話の接続通話範囲の概略説明図



(凡 例)

- 電話取扱局
- ⊗ 公社中継回線
- ⊗ 公社電話
- ⊗ 有放交換設備
- ⊗ ① 接続種別(①は市内接続、②は市外接続)
- ⊗ ② 適用なし
- ⊗ 業務区域

(説明)

甲県のP(市外接続の有放電話の収容局)に収容されている⊗(公社電話)および⊗(市外接続の有放電話)は、次のように接続通話ができる。

(1) PとQの公社中継回線を通じて、乙県のQに収容されている⊗および⊗との間のRに収容されている⊗との間

(2) PとRの公社中継回線を通じて、乙県のある場合であっても、もちろん結果は変わらない。



昭和四十四年五月六日印刷

昭和四十四年五月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局